

## ぶんぱくの現状と課題について

### 1 設置の目的

歴史、民俗等に対する市民の理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び振興に資するため、本市に文化博物館を設置する。（明石市立文化博物館条例第1条）

### 2 運営方法の推移

期間	運営体制	期間
1991（平成3）年10月～ 2007（平成19）年3月31日	市による直営	15年6月
2007（平成19）年4月1日～ 2010（平成22）年3月31日	第1期指定管理期間	3年
2010（平成22）年4月1日～ 2013（平成25）年3月31日	第2期指定管理期間	3年
2013（平成25）年4月1日～ 2016（平成28）年3月31日	第3期指定管理期間	3年
2016（平成28）年4月1日～ 2021（令和3）年3月31日	第4期指定管理期間 ※業務分割方式を導入	5年
2021（令和3）年4月1日～ 2023（令和5）年3月31日		新型コロナウイルス感染症対策のため2年延長
2023（令和5）年4月1日～ 2025（令和7）年3月31日		施設のあり方を検討し、今後の方針を確立するため2年延長
2025（令和7）年4月1日～ 2028（令和10）年3月31日	第5期指定管理期間 ※現在、選考中	3年

#### ※業務分割方式について

第1期～第3期は博物館運営業務を全て指定管理者が担当していました。しかし、3～5年周期で、従業員が入れ替わる可能性のある指定管理者制度では、市の歴史・文化に関する業務の継続性を保つことが難しいため、第4期より業務分割方式による指定管理者制度を導入しました。以下の業務は市の学芸部門が担当しています。

- ・博物館資料の収集、保管、展示、調査研究に関すること
- ・常設展示室の展示等運営に関すること
- ・企画展（市の歴史、民俗、市にゆかりのある作家に関する展覧会等）の開催に関すること
- ・明石の歴史・文化及び芸術・文化の教育普及に関すること

上記以外の業務（特別展、来館者対応、広報、貸館等）は指定管理者が担当しています。

### 3 現在の運営について

2016（平成28）年4月より、小学館集英社プロダクション・鹿島建物共同事業体が毎年「明石市立文化博物館事業計画」を策定し、管理・運営を行っています。

#### 2024年度運営方針

ひともまちも元気な「文化の息づくまちあかし」づくりを底支えする、ぶんぱく！へ

#### ぶんぱくが果たすべき役割

- 1 文化活動を通じて市民相互の交流を創出する
- 2 子どもたちが芸術文化に触れる機会の充実を図る
- 3 まちの「誇り」づくりを目指す
- 4 「点」を「線」に繋ぎ、やがて「面」として文化の広がりを創る

#### 【指定管理者が行う業務】

- (1) 施設の貸出に関する業務
- (2) 利用料金の設定・収受に関する業務
- (3) 文化博物館の運營業務
  - ① 受付・総合案内等に関すること
  - ② 特別展の企画・開催に関すること
  - ③ 文化博物館での活動及び調査研究に関する報告書の刊行
  - ④ 集客事業
  - ⑤ 広報・プロモーション業務
    - ア 広報活動の取組
    - イ ホームページ等（SNSを含む）の更新・運用
    - ウ PR冊子・チラシ・ポスター・広告・パネル等の作成及び配布、掲出
    - エ プロモーション活動
  - ⑥ ボランティア活用事業
  - ⑦ 地域活動団体・観光ボランティアガイド及び近隣企業等との連携に関する業務
  - ⑧ サポーターづくり
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 上記業務に係る物品の管理及び庶務業務
- (6) その他実施事業

展覧会関連事業として、シンポジウム・講演会、展示解説、ワークショップ、ロビーコンサート等。また、自主事業として、文化講座、あかし若手アートチャレンジ、写真コンテスト、体験プログラムなど。

その他、教育普及事業として、トライやる・ウィーク・博物館実習受け入れ、広報事業として、SNSでの情報発信、博物館ニュースの発行などを行っています。

【指定管理者の人員配置】 11名

館長	1名（契約・常勤）※企画事業課責任者兼務、学芸員
副館長	1名（契約・常勤）※企画事業課学芸員兼務、学芸員
総務課	
課責任者	1名（契約・常勤）※事務局長兼務、 防火管理者、安全管理担当者、衛生推進者
総務事務職員	1名（契約・常勤）
経理事務職員	1名（契約・常勤）
受付事務職員	3名（パート・常勤2、非常勤1）
企画事業課	
学芸員	1名（契約・常勤）※広報事務兼務
広報事務職員	1名（契約・常勤）※学芸員補
設備管理部門	
設備管理係長	1名（契約・常勤）※第3種電気主任技術者 計11名
委託職員	
設備管理員	2名（パート・非常勤）※建築物環境衛生管理技術者
清掃	6名（パート・常勤）
警備	3名（パート・常勤）
代表団体本社	
調整担当	1名（契約・非常勤）

【市の人員配置】 31名

ぶんぱくでは、市が担当する博物館業務を担当する「学芸部門」のほか、「市史編さん部門」及び「埋蔵文化財部門」の職員が執務を行っています。

「学芸部門」 任期付学芸員 3名（歴史1名、民俗1名、美術1名）  
事務職員 2名（正規1名、再任用1名）

「市史編さん部門」 任期付学芸員 1名（学芸部門と兼任）  
任期付専門嘱託員 2名 任期付資料整理員 3名  
任期付事務職員 2名

「埋蔵文化財部門」 事務職員 5名（正規3名、任期付2名）  
発掘調査指導員 7名（再任用1名、任期付6名）  
任期付資料整理員 6名

## 【利用状況】

区 分	内 訳	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	5年平均 (2019-2023)
総観覧者数 ※常設展含む	(人)	80,235	35,609	30,453	42,222	44,489	46,602
特別展	回数 (回)	3	3	2	2	2	
	観覧者数 (人)	58,512	27,918	19,062	22,177	15,297	28,593
企画展	回数 (回)	4	4	5	5	5	
	観覧者数 (人)	19,127	6,599	9,768	18,024	20,824	14,868
ギャラリー	稼働率 (%)	92.5	60.1	55.4	78.3	86.3	74.5
	利用者数 (人)	24,051	4,315	5,820	30,713	24,311	17,842
大会議室	稼働率 (%)	67.9	61.7	62.3	66.7	73.6	66.4
	利用者数 (人)	7,906	2,819	3,361	9,004	13,404	7,299

※2021 (R3) より特別展年2回、企画展年5回開催に変更

## 【収支状況】

(千円)

年度	指定管理料	使用料 収入	観覧料 収入	その他 収入	総収入	総支出	収支
2019 (R1)	141,598	2,754	22,117	6,145	172,614	153,387	19,227
2020 (R2)	138,890	1,121	11,003	24,224	175,238	162,166	13,072
2021 (R3)	127,653	1,293	8,813	3,209	140,968	124,696	16,272
2022 (R4)	134,284	1,865	8,646	2,737	147,532	131,871	15,661
2023 (R5)	137,164	2,383	6,390	3,189	149,126	153,018	△3,892

※2023 (R5) より一般管理費計上。

※2023 (R5) は電気使用料余剰分 8,000 千円を翌年度繰越として支出に計上

※年度により特別展物販収入の取扱いに違いがある

## 4 課題

### (1) ぶんぱくのコネクト、役割、機能等

#### ○コネクト、ビジョン等の不存在的

- ・館の設置条例はあるが、具体的なコネクトやビジョンがないため、館の目指すべき姿について共通認識ができていない。

#### ○ぶんぱくの役割が不明確

- ・特別展を実施する意義や展示内容について、その考え方の共通認識ができていない。
- ・企画展の内容については、現在、配置されている学芸員の専門分野(歴史・民俗・美術)に限られてしまっているが、市内唯一の博物館として、どのような分野まで広げるべきか明らかでない。

○博物館としての基本機能(登録博物館として;博物館法第3条)

- ・資料の収集、保管、展示、調査研究の環境が整っていない。
- ・電磁的記録の作成、公開ができていない。
- ・研究室、図書室等のスペースがない。
- ・年報、紀要等を作成していない。
- ・関係機関との相互連携が十分でない。
- ・資料の受け入れや廃棄に関する基準ができていない。

○常設展示室の課題

- ・リニューアル計画を立案できていない。
- ・常設展示室の役割・目的が定まっていない。
- ・展示物が固定化されている。また、展示物の入れ替えを行える範囲が少ない。
- ・体験型の展示がない。
- ・室内が暗く、展示の文字も読みにくい。

○企画展の課題(市が担当)

- ・現在、学芸部門では4人の学芸員が年に1回企画展を担当しているが、前年度下半期に会期・テーマが決まるため、準備期間が十分に取れないことが多い。
- ・会期が短いため、十分に広報できず、集客につながらない。
- ・企画展を届けたいターゲットが明確でない。

○特別展の課題(指定管理者が担当)

- ・スペースや展示設備の制約により企画内容に制限がある。
- ・明確なビジョン・ミッションがないため、実施目的が時々の担当者によりぶれる。

(2) 施設の有効活用について

○館内スペースの不足

- ・ミーティングスペース、ボランティア活動室、救護・休憩室等、博物館活動に必要なスペースが不足している。
- ・受入資料や遺物の保管スペースが不足している。
- ・館内にエレベーターが1台しかなく、来館者の移動と館内作業とで共用している。
- ・博物館職員と市職員の執務空間がバックヤードとして確保されていないため、来館者と職員の動線が交錯しており、来館者の視界・行動に職員の業務が映り込む機会が多い。

○館内スペースの有効活用

- ・景色のよいテラスがあるが、活用できていない。
- ・ロビーに布団太鼓等を設置しているため、他の目的でロビーを使用することが難しい。
- ・南側にも来館者用入口があるが、現在は閉鎖しており、スペースの活用ができていない。

○駐車場について

- ・館から駐車場が離れており、職員が常駐していないため、入館者に受付で駐車場利用の有無を確認し、退館時に駐車料金を支払うため、労力がかかる。また、駐車場利用を申請しない来館者、館を利用しない人の無断駐車が発生している。
- ・1台あたりの駐車スペースが小さく、駐車しづらいことが多い。
- ・繁忙時は満車状態が続くため、場内整理に別途警備費用をかけている。